

## 議案第94号

### 地方独立行政法人大阪市民病院機構定款の一部変更について

地方独立行政法人大阪市民病院機構定款の一部を次のように変更する。

別表 2 建物の表大阪市立住吉市民病院の項中「事務所(1)・倉庫(1)」を「事務所(1)・倉庫(1) (平成29年11月953.87㎡を除却)」に、「倉庫(4)」を「倉庫(4) (平成29年11月除却)」に改める。

#### 附 則

この定款の一部変更は、総務大臣の認可の日から施行する。

平成29年2月24日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

#### 説 明

地方独立行政法人大阪市民病院機構が本市から権利を承継した建物の一部の除却に伴い、建物の現況を明らかにするため、定款の一部を変更する必要があるため、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

地方独立行政法人大阪市民病院機構定款 (抄)

別表 (第21条関係)

- 1 省 略
- 2 建物

施設名等		所 在	延べ面積 (㎡)
省 略		省 略	省 略
大阪市立住 吉市民病院	省 略	省 略	省 略
	事務所(1)・倉 庫(1) (平成29 年11月953.87 ㎡を除却)	省 略	省 略
	省 略	省 略	省 略
	倉庫(4) (平成 29年11月除却)	省 略	省 略
	省 略	省 略	省 略

備考 省 略

(参 考)

地方独立行政法人法（抄）

(定 款)

第8条 省 略

- 2 定款の変更は、設立団体の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 - 4 省 略